

天栄村地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱はふくしま創生総合戦略及び天栄村デジタル田園都市構想総合戦略に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学又は大学院を卒業・修了した学生の天栄村内への移住を伴う県内就職を支援するため、福島県と共同して行う天栄村地方就職支援事業において、東京圏内の大学等を卒業して天栄村に移住する見込みの者に対し、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することとする。地方就職支援金の交付については、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付金額)

第2条 地方就職支援金は、就職活動等にかかる経費（以下「交通費」という。）及び移住にかかる経費（以下「移転費」という。）に対して交付する。

2 交通費に対する地方就職支援金（以下「地方就職支援金（交通費）」という。）の金額は、8,000円とする。ただし、福島県外（合理的な場所に限る。）での採用選考の場合は、8,000円を上限とし、往復交通費に要した経費（実費）の2分の1の範囲内で支給する。

3 移転費に対する地方就職支援金（以下「地方就職支援金（移転費）」という。）の金額は、移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は移転に要した実費の金額とし、証明できない場合は、66,000円を上限とし、移転に要した経費（実費）の範囲内で支給する。

(交付回数)

第3条 地方就職支援金（交通費）及び地方就職支援金（移転費）について、それぞれ一人1回を限度とする。

(対象者要件)

第4条 申請時において、次の（1）及び（2）の要件を満たす者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）の要件を全て満たすこと。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10パーセント以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域のキャンパスに原則として4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、地方就職支援金（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

②大学等の卒業・修了年度において、東京圏内のうち条件不利地域以外の地域に継続して在住していること。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①福島県に移住したこと。ただし、地方就職支援金（交通費）については、福島県内に所在する企業等に就職することが内定している場合も対象とする。
- ②地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- ③天栄村に、地方就職支援金の申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、卒業後に①の内定企業等に就職し、天栄村に移住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ②日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③その他、福島県又は天栄村が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる(ア)及び(イ)の要件を全て満たすこと。

(ア) 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①原則、勤務地が福島県内に所在する企業等に、第1号(ア)①の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。
- ③暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ④官公庁等においては、県内に所在する官公庁等（国の機関を除く。）であること。ただし、官公庁等から交通費・移転費が支給される場合は、地方就職支援金の対象とならない。
- ⑤地方就職支援金（交通費）においては、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(イ) 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に移住支援金（交通費）を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ②(ア)①の地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。
- ③在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、上記①～②の条件に該当する社員として採用される予定であること。

(交付の申請)

第5条 地方就職支援金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）は、地方就職支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、就業先企業による証明書（様式第2号の1）（在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、内定先企業による証明書（様式第2号の2））、移転費及び交通費の領収書等、本人確認書類並びに第4条第1号及び第2号の要件を満たすことを証する書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 村長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに地方就職支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果地方就職支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第7条 交付決定を行った申請者に対し、申請から3か月以内に地方就職支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が地方就職支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職支援金交付決定通知書再交付願（様式第4号。以下「再交付願」という。）を村長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 村長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに地方就職支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式第5号）により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第10条 福島県及び天栄村は、福島県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、福島県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 村長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして福島県及び天栄村が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。

(イ) 在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合において、申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合。

- (ウ) 在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合において、申請日から1年以内に天栄村に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に天栄村に住民票がある場合を除く。）
- (エ) 就業開始日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。
- (オ) 転入日、第4条第2号の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に天栄村以外の市区町村に転出した場合。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、福島県と天栄村が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。